

◎新潟県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年3月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石黒松代線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市松代字萱場2404番1から	新	11.4～41.4メートル	517.0メートル
同市松代字宮沢入3126番1まで	旧	11.4～41.4メートル	540.6メートル